平成２２年（フ）第３８２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字外間44番地７
債務者　野里　　太
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１３号
茨城県潮来市清水867番地155
債務者　過足　　要
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４０号
長野県上田市上田1869番地６
債務者　鈴木　　愛（旧姓大澤）
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７３号
長野県上田市上田原337番地１
債務者　山浦　静子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７６号
長野県伊那市東春近4854番地１
債務者　北原眞由美
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７７号
長野県伊那市西町6002番地17、住民票上の住所長野県駒ヶ根市赤穂10650番地１
債務者　池上久美子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７８号
長野県上伊那郡南箕輪村6007番地２
債務者　橋爪　克司
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第７９号
長野県上伊那郡南箕輪村6007番地２
債務者　橋爪カク子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第８０号
長野県上伊那郡南箕輪村3114番地１　土屋貸家Ｂ号室
債務者　橋爪　武志
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第８１号
長野県伊那市上の原6002番地２　清風荘３号
債務者　田本　千春
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３９５号
兵庫県川西市下加茂１丁目29番１―303号
債務者　竹田　徳範
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８２号
神戸市西区池上４丁目24番地の９、前住所神戸市西区北別府５丁目22番地の５
債務者　永井　辰雄
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番31―101号
債務者　金山　幸男
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
兵庫県明石市大蔵天神町７番３号　ハイム天神102号
債務者　福田　敦子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
神戸市西区岩岡町野中155番地
債務者　柴田　和俊
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
兵庫県明石市西明石西町１丁目10番29号　プレズン西明石103号
債務者　佐野ますみ
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
神戸市西区玉津町上池32番地の１
債務者　岡嶋　愛華
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
神戸市西区池上５丁目７番地の47
債務者　西海　雅子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係